

酸化物の排出量が平成17年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則附則第11条の3第5項に規定するもの

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第141条第1項及び第142条の2の改正規定は、同年4月16日から施行する。

(県民税に関する規定の適用)

2 この条例による改正後の長野県県税条例(以下「新条例」という。)の規定中法人の県民税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度分の法人の県民税、施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する計算期間分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税、施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した計算期間分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する規定の適用)

3 地方税法の一部を改正する法律(平成19年法律第4号)による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の2第9項第4号に掲げる事業に対して課する平成18年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する規定の適用)

4 次項に定めるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

5 施行日前にされたこの条例による改正前の長野県県税条例第40条第2項の規定による家屋の新築後最初に行なわれた住宅金融公庫に対する請負人からの譲渡については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する規定の適用)

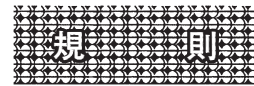
6 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

7 新条例附則第19条第4項に規定する特定自動車の取得が施行日から平成19年8月31日までの間に行われる場合における同項の規定の適用については、同項第2号中「車両総重量が3.5トンを超える特定自動車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第12条第7項に規定するもの」とあるのは、「車両総重量が3.5トンを超える特定自動車」とする。

(狩猟税に関する規定の適用)

8 新条例第141条第1項の規定は、平成19年4月16日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用し、同日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟税については、なお従前の例による。

税 務 課



長野県県税に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成19年3月30日

長野県知事 村 井 仁

長野県規則第21号

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則

長野県県税に関する規則(昭和34年長野県規則第67号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号から第3号まで中「吏員」を「職員」に改め、同条第4号中「県吏員」を「県職員」に改める。

第120条を次のように改める。

(情報通信の技術を利用する方法により行う県税に係る徴収金に係る手続等に関する用語の定義)

第120条 この条から第122条までにおいて使用する情報通信の技術を利用する方法により行う県税に係る徴収金に係る手続等に関する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号。次条第1項において「情報通信技術利用法」という。)、長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成19年長野県条例第3号。次条第1項において「情報通信技術利用条例」という。)又は長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成19年長野県規則第6号。第122条第3項において「情報通信技術利用条例施行規則」という。)において使用する用語の例による。

第5章中第120条の次に次の2条を加える。

(電子情報処理組織による申請等における事前届出)

第121条 情報通信技術利用法第3条第1項又は情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織(同項に規定する電子処理組織をいう。以下この条及び次条において同じ。)を使用して県税に係る徴収金に係る申請等(この項又は第4項の規定による届出を除く。)を行おうとする者(電子情報処理組織を使用して、他の地方団体に対し、税務代理(税理士法(昭和26年法律第237号)第2条第1項第1号に規定する税務代理をいう。次項において同じ。)を行うための事前の届出を既に行った者を除く。)は、当該申請等に係る電子情報処理組織を使用して、次に掲げる事項をあらかじめ知事に届け出なければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所又は所在地

(2) 対象とする手続の範囲

(3) その他参考となるべき事項

2 前項の規定による届出を行おうとする者は、当該届出に電子署名を行い、当該署名に係る電子証明書を添付しなければならない。ただし、当該届出を行おうとする者であつて、税務代理により同項に規定する申請等を行わせようとするものである場合又は他の地方団体から既に同項に規定する申請等に使用する識別符号及び暗証符号の通知を受けたものである場合にあつては、この限りでない。

3 知事は、第1項の規定による届出を受理したときは、当該届出をした者に対し、同項に規定する申請等に使用する識別符号及び暗証符号を通知し、当該申請等に利用することができる入出力用プログラムを提供するものとする。ただし、当該届出を行つた者が前項ただし書の規定による通知を受けたものである場合にあつ

ては、この限りでない。

4 第1項の規定による届出をした者は、当該届出事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。(電子情報処理組織による申請等)

第122条 前条第1項に規定する申請等を行おうとする者は、同条第3項に規定する入出力用プログラム又はこれと同様の機能を有するものを用いて、同項に規定する識別符号及び暗証符号を入力した上で当該申請等を行わなければならない。

2 前項に規定する申請等が行われる場合において、知事は、当該申請等につき規定した法令又は条例等の規定に基づき添付すべきこととされている書面等(以下この項において「添付書面等」という。)に記載されている事項又は記載すべき事項を併せて入力して送信させることをもって、当該添付書面等の提出に代えさせることができる。

3 第1項に規定する申請等に係る総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成15年総務省令第48号)第4条第2項ただし書に規定する行政機関等の指定する方法及び情報通信技術利用条例施行規則第4条第2項ただし書に規定する知事等の定める方法は、電子情報処理組織を使用して当該申請等を行おうとする者が、税理士法第2条第1項第2号に規定する税務書類の作成を委嘱し、当該委嘱を受けた者が電子情報処理組織を使用して当該申請等を行う場合において、当該税務書類の作成を委嘱した者に係る識別符号及び暗証符号を入力して当該申請等を行うこととする。

様式第1号の表面及び様式第2号の表面中「長野県 吏員」を「長野県職員」に改める。

様式第8号の一般用の第1片の裏面中「公定歩合」を「基準割引率および基準貸付利率」に改め、同一一般用の第3片中「長野県出納長 殿」を「長野県会計管理者 殿」に、

「(郵便番号) 郵便局」を「」に改め、同

様式の個人事業税用中 「取りまとめ局」を「取りまとめ郵便局」

に改め、同個人事業税用の裏面及び同様式の個人事業税口座振替用の裏面中「公定歩合」を「基準割引率および基準貸付利率」に改め、

同様式の不動産取得税用中 「取りまとめ局」を

「取りまとめ郵便局」に改め、同不動産取得税用の裏面中「公定歩合」

を「基準割引率および基準貸付利率」に改め、同様式の自動車税用中「長野県出納長 様」を「長野県会計管理者 殿」に改め、同自動車税用の裏面及び同様式の自動車税口座振替用中「公定歩合」を「基準割引率および基準貸付利率」に改め、同様式の鉦区税用の表面中「長野県出納長 殿」を「長野県会計管理者 殿」に、

「取りまとめ局」を「取りまとめ郵便局」に改め、同鉦区税用の

裏面中「公定歩合」を「基準割引率および基準貸付利率」に改める。

様式第10号の自動車税用の表面中「長野県出納長 殿」を「長野県会計管理者 殿」に改める。

様式第11号の一般用の第3片中「長野県出納長 殿」を「長野県

会計管理者 殿」に、「取りまとめ局 郵便局」を

「取りまとめ郵便局」に改め、同様式の税務総合オンライン

端末用中 「取りまとめ局 郵便局」を

「取りまとめ郵便局」に改め、同様式の自動車税手書き

用の第1片中「長野県出納長殿」を「長野県会計管理者 殿」に、

「(郵便番号) 郵便局」を「」に改め、同様式

の自動車税オンライン端末用中「長野県出納長 殿」を「長野県会

計管理者 殿」に、「郵便番号 郵便局」を

「」に改める。

様式第65号の裏面の注の1、様式第115号の 県民税利子割

県民税配当割 用の注の1、ゴルフ場利用税用の注の2 県民税株式等譲渡所得割

県たばこ税

及び軽油引取税用の注の2並びに様式第138号の8の注の2中「公定歩合」を「基準割引率および基準貸付利率」に改める。

様式第156号の第1片の裏面中「公定歩合」を「基準割引率および基準貸付利率」に改め、同様式の第3片中

「(郵便番号) 郵便局」を「」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第120条の次に2条を加える改正規定(第121条第2項ただし書(税務代理による申請等に係る部分に限る。))及び第122条第3項に係る部分に限る。)は、平成19年4月2日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の長野県県税に関する規則(次項において「旧規則」という。)の規定に基づいて交付されている徴税吏員証又は検税吏員証は、この規則による改正後の長野県県税に関する規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。

3 この規則の施行前に、旧規則の規定に基づいて作成した用紙は、当分の間、使用することができる。